公　　告

このたび、山口市仁保中郷、仁保下郷地内を受益地とする県営須郷田地区農村地域防災減災事業の施行を申請するため、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号。以下「法」という。）第８５条第５項において準用する法第５条第３項の規定に基づく協議をしたいので、法第８５条第６項の規定により、この旨を公告し、その協議に係る書類を下記のとおり縦覧に供します。

なお、当該土地改良事業に意見のある者は、法第８５条第７項の規定により、当該事業施行申請人あてに下記の方法にて意見書を提出してください。

令和８年１１月１０日

県営須郷田地区土地改良事業施行申請人
（別紙のとおり）

記

１　縦覧に供する書類
　県営須郷田地区土地改良事業計画概要書の写し

２　縦覧の期間
　令和８年１１月１１日から令和８年１１月３０日まで

３　縦覧の場所
　山口市農林水産部農林整備課
　山口市のウェブサイト

４　意見書の提出方法
　山口市農林水産部農林整備課に書面にて提出